商品見本

※　見本は、共通的な施設等についてのものです。正規版は、業種別・事業所形態別なども付いています

共通的な施設等についての適用法令早見表

表紙へ戻る

※1. 労働安全衛生法は化学物質管理に係るもの、消防法は危険物管理に係るものについてのみ記載しています。

※2. 適用を受ける法令名は、環境法令サポートで掲載しているものに限っており、全ての法令について記載してわけではないので注意願います。

施設等区分	適用を受ける可能性のある法令				
事業場における事業活動全体	○廃棄物処理法	○省エネルギー法	○温暖化対策法		
容器包装	○資源有効利用促進法	○容器包装リサイクル法			
建物	○省エネルギー法	○建設リサイクル法	○労働安全衛生法　石綿則	○工場立地法（工場のみ該当）	○自動車NOx・PM法（特定建物関係）
緑地	○農薬取締法	○工場立地法（工場のみ該当）			
ボイラー	○大気汚染防止法	○騒音規制法（送風機がある場合）	○公害防止組織法（排出ガス量1万m3／時以上）	消防法（対象火気設備等）	○電気事業法　報告規則
貯油施設	○消防法	○水質汚濁防止法	○下水道（下水道に排水する場合）		
空調設備（冷媒にフロン類を使用）	○高圧ガス保安法	○騒音規制法（送風機がある場合）	○フロン回収破壊法		
廃棄物焼却炉	○ダイオキシン特措法	○廃棄物処理法	○大気汚染防止法	○下水道（下水道に排水する場合）	○PRTR法
	○労働安全衛生法	○悪臭防止法	○電気事業法　報告規則	消防法（対象火気設備等）	
排水処理施設	○水質汚濁防止法	○下水道（下水道に排水する場合）	○公害防止組織法（汚水等排出施設又は日平均排出水量が1,000m3以上）		
汚泥脱水施設	○廃棄物処理法	○悪臭防止法	○水質汚濁防止法（産廃処理業者設置のもの）	○下水道法（下水道に排水する産廃処理業者設置のもの）	○電気事業法　報告規則（産廃処理業者設置のもの）
排気洗浄塔	○騒音規制法（送風機がある場合）	○悪臭防止法	○水質汚濁防止法	○下水道（下水道に排水する場合）	○土壌汚染対策法
	○電気事業法　報告規則				
指定施設（水濁法）	○水質汚濁防止法	消防法（過酸化水素などの危険物）	○毒物劇物取締法（水酸化ナトリウム、硫酸など）	○化審法（トルエン、スチレン等）	○安衛法（特化則（特定化学物質））
有害物質貯蔵指定施設（水濁法）	○水質汚濁防止法	消防法（ベンゼンなどの危険物）	○毒物劇物取締法（四塩化炭素、シアン化合物など）	○化審法（四塩化炭素、トリクロロエチレン等）	○安衛法（特化則（特定化学物質））
廃PCB保管庫	○PCB特措法	○廃棄物処理法	※電気事業法（使用中のPCB使用電気機器は電気事業法の規制を受ける）		
自動車	○自動車Nox・PM法	○自動車リサイクル法	○消防法（自家給油所がある場合）	○省エネルギー法（貨物輸送事業者の場合）	○温暖化対策法（特定貨物輸送事業者の場合）